

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

訓令

●岡山県訓令第10号

岡山県副知事の主として担当する事項を次のように定める。
平成18年三月三十一日
出 庁 中 機 一 般
先 機 一 般
石 井 正 弘

岡山県副知事の主として担当する事項

副知事	担 当 事 項
内野副知事	知事室、総務部、生活環境部、保健福祉部及び農林水産部に関する事項
島津副知事	企画振興部、産業労働部、土木部及び出納局に関する事項

附 則

- (施行期日)
この訓令は、平成18年四月一日から施行する。
(関係訓令の廃止)
- 岡山県副知事の主として担当する事項（平成十七年岡山県訓令第28号）は、廃止する。